

令和4年

寒河江市農業委員会第7回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第7回総会

日時 令和4年7月25日(月) 午前9時00分
会場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 鈴木 浩之	3番 渡辺 裕之	4番 新宮 しのぶ
5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二	7番 芳賀 宏
8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊	10番 後藤 孝好
11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ	13番 猪倉 通文
14番 相原 稔	15番 片桐 道雄	16番 山田 和義
17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀	

欠席委員

2番 土田 彦雄

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	2番 今井 隆志	3番 斎藤 幸宏
4番 渡邊 慎一	5番 熊坂 浩行	6番 川越 卯一郎
7番 鬼海 和幸	8番 菖蒲 修	9番 渡邊 正

事務局

事務局 長 猪倉 秀行	事務局 長 補 佐 芳賀 豊彦
農地 主 査 高橋 昭光	農地 係 主 事 土田 修
農地 係 主 事 安達 寛人	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第33号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第35号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 8時58分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第7回総会を開催します。よろしくお願ひします。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員17名で、在任委員の過半が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、10番の後藤委員、13番の猪倉委員にお願いいたします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、土田主事にお願いいたします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局(農地係主事) はい、議長。
事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第33号から議第35号までの議案について一括上程します。

(1) 議第33号 農地法第3条の規定による許可処分について

(2) 議第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

(3) 議第35号 農用地利用集積計画書の審議について

以上、議第33号から議第35号まで一括上程します。

また、議事参与の制限ですが、議第35号「農用地利用集積計画書の審議について」、12番の菊地委員が関係委員になっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る7月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員による調査報告に基づく審査と、現地調査として、農地法第5条申請1件を実施しました。農地法第5条申請は議第34号 順位17番の宅地分譲のための造成です。計画どおりであれば、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはなく、問題はないと判断しました。

その他申請された案件については、すべて異議なしとされ

たところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、9時40分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時06分

再開 午前 9時39分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」9ページをお開きください。順位45番。

(議案書順位45番朗読)

場所につきましては南部地区皿沼集落にあります。譲受人が以前相対で耕作しておりましたが、この度購入したいということで申請がありました。この付近は住宅団地であり、今後宅地への転用の恐れがあるのではないかという疑問があり、すぐ転用しないように念書を書いてくださいということで話

したのですが、なんらかの理由があり書けないということでしたので地区審査において保留となったところです。補足説明については事務局よりお願いしたいと思います。以上です。

木村議長

ありがとうございました。この件につきましては、すべての案件が終わった後に補足説明したいと思います。続きまして西根・三泉地区、芳賀委員をお願いします。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。
同じく9ページ、順位46番。

(議案書順位46番朗読)

7月16日に土田委員、鈴木委員、斎藤推進委員と現地を確認してまいりました。場所につきましては、警察署を西側に400メートルほど進んだところになります。申請通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、高松・醍醐地区、相原委員、をお願いします。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。
7ページ、順位43番です。

(議案書順位43番朗読)

7月17日に影沢委員、猪倉委員、川越推進委員と現地を確認してまいりました。場所につきましては、JAセレモニーホールやすらぎの、南側300メートルのところになります。

す。昨年まで耕作していた方が農業を引退したため、譲渡人の親戚に管理をお願いしたとのことです。現地は草が生えている状況で、計画通りそばを耕作するのであれば放棄地解消にもなりますので、地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして順位 4 4 番。

(議案書順位 4 4 番朗読)

この件も 7 月 1 7 日に影沢委員、猪倉委員、川越推進委員と現地を確認してまいりました。場所につきましては、チェリーランド付近と、J A やすらぎ付近、高松小付近など点在しています。この件は、ご子息への経営移譲ということで、なんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上になります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。

眞木委員

はい、議長。5 番、眞木です。

7 ページをご覧ください。順位 4 2 番です。

(議案書順位 4 2 番朗読)

この件につきまして、7 月 1 7 日に白岩地区の全委員と推進委員で現地確認してきました。場所は借人の自宅近くと国道 1 1 2 号線沿いに点在しています。貸人と借人は親子関係で経営移譲を再設定するもので、今後も水稻や野菜を作付けするもので周辺への影響も問題ないと見てきました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

ここで、経営移譲の再設定ということで事務局の方から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係主事） はい、議長。経営移譲の再設定についてですが、貸人の農地についてどうしても購入したいという方がいて、貸人が経営移譲年金の受給者となっており、この農地は処分ができない農地となっております。そのため、再設定することにより処分できない農地から外すという対応のための申請になります。

木村議長 ありがとうございます。このような内容ですのでよろしくをお願いします。続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位45番を除く案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件を満たすと考えます。

順位45番については、7月20日に該当者と面談したところ、現在は野菜を耕作する意思はあるが、将来的に住宅開発が入ったときに行動が制限される恐れがあるため、誓約書はどうしても書けないとのことでした。このため譲受人が今現在継続して耕作を行うと認められるか疑義があるため、今回は保留として再度継続的な耕作意志の確認を行いたいと考えます。以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」順位45番を除き、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第33号は順位45番を除き原案のとおり決定いたしました。なお、順位45番は保留とします。

木村議長

次に、議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。
寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」11ページをお開きください。

(議案書順位17番朗読)

場所は西寒河江駅の付近になります。7月17日の事前審査会で現地を確認してまいりました。周りは住宅地で申請通りであれば問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説

明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位 17番は、宅地分譲 8 区画造成のための転用申請です。当該地は、都市計画区域の用途地域にある農地で、第 3 種農地に該当します。立地基準について、第 3 種農地は原則許可とされており、一般基準についても、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。

議第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第 34 号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第 35 号「農用地利用集積計画書の審議について」、12 番の菊地委員が関係委員になっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と、地区審査結果の報告をお願いします。

白岩地区、眞木委員、お願いします。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

議第35号「農用地利用集積計画書の審議について」

14ページをお願いします。

(議案書朗読)

集計表をご覧ください。白岩地区1筆、田が0.11ヘクタールになります。

認定農業者への集積ということで地区審査会では異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第35号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第35号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。関係委員に報告します。議第35号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時05分

令和4年7月25日

第7回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 10番委員.....後藤孝好.....

議事録署名委員 13番委員.....猪倉通文.....